柏原市介護予防・日常生活支援総合事業に対する質疑・回答4

平成29年4月7日修正版

介護予防ケアマネジメント・手続等について

質 疑	回 答
質 疑 総合事業の対象者は、全て地域包括支援センターで対応することになるのでしょうか?他の居宅介護支援事業所が担当している要支援利用者が、更新を行い総合事業が妥当と判断される場合、そのまま引き続き委託という形で担当になるのでしょうか? 居宅介護支援事業所に委託されることはあるのか? 自立度が高くなったなどの理由で、要支援1から、チェックリスト該当者になるケースは想定しているのか?その場合のケアマネジメントはどこが担うのか?	回答 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターで実施することとされていますが、地域の実情に応じて地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ委託することが可能となっています。 本市では、原則として下記のとおり運用いたします。 〈現在サービスを利用している要支援認定者、要介護認定を受けてサービスを利用していた者が更新にて要支援認定もしくは基本チェックリストに該当した者、現在サービスを利用しており、更新にてチェックリストに該当した者等〉現在担当している居宅介護支援事業所に、ひきつづき担当していただく予定です。 〈新規要支援認定者、新規チェックリスト該当者、サービス未利用の要支援認定者がサービス利用を希望された場合等〉
	高齢者いきいき元気センターが、当面の期間、初回のプラン作成を行います。2回目以降のモニタリング・アセスメントの結果、委託を可能とします。
	総合事業の対象者は、全て地域包括支援センターで対応することになるのでしょうか?他の居宅介護支援事業所が担当している要支援利用者が、更新を行い総合事業が妥当と判断される場合、そのまま引き続き委託という形で担当になるのでしょうか? 居宅介護支援事業所に委託されることはあるのか?自立度が高くなったなどの理由で、要支援1から、チェックリスト該当者になるケースは想定しているのか?その場合